

福 山 市 営 渡 船

運 航 基 準

# 運 航 基 準

2 0 2 4 年（令和 6 年） 4 月 1 日  
福 山 市

## 目 次

|       |               |   |
|-------|---------------|---|
| 第 1 章 | 目 的 .....     | 1 |
| 第 2 章 | 運航の可否判断 ..... | 1 |
| 第 3 章 | 船舶の航行 .....   | 1 |

## 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当市の鞆町鞆～仙酔島の航路及び不定期航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内付近の気象、海象が次に掲げる条件の一に達していると認める時は、発航を中止しなければならない。

| 気象海象<br>鞆 | 風 速        | 波 高        | 視 程        |
|-----------|------------|------------|------------|
| 発航地点付近    | 1 0 m/s 以上 | 0 . 8 m 以上 | 3 0 0 m 以下 |

2 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置を取らなければならない。

(基準航行の可否判断)

第 3 条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が 3 0 0 m 以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置を取らなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第 4 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適宜にまとめて記載してもよい。

## 第 3 章 船舶の航行

(運航基準図等)

第 5 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 運航経路（起点及び終点の位置、針路、変針点等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 運航経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。
- 3 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

(基準経路)

第6条 鞆町鞆～仙酔島航路の基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は航海途中、発港及び基準経路の変更の場合は運航管理者にその旨連絡をしなければならない。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、別表のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操縦する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備えておかなければならない。

(特定航法)

第8条 鞆港の航法

- (1) 船舶は入港しようとするときは、鞆一文字防波堤灯台を左に見て水路に入り水路の右側を航行しなければならない
- (2) 船舶は出航しようとするときは、鞆一文字防波堤灯台を右に見て水路に入り水路の右側を航行しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と並行して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 鞆港における入港時待ち泊地及び点描泊地は鞆港県営棧橋とする。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

|     | 区分    | 連絡先                           |                                              | 連絡方法                       |
|-----|-------|-------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| (1) | 通常の場合 | 福山市渡船管理事務所<br>鞆支所<br>福山市観光戦略課 | 084-982-2115<br>084-982-2660<br>084-928-1042 | 電話                         |
| (2) | 緊急の場合 | 福山市渡船管理事務所<br>船舶専用携帯電話        | 084-982-2115<br>090-1332-5545                | 電話、携帯電話、<br>運航管理者、同補助者携帯電話 |

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸前状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も発着する場合も同様である。

(記録)

第 11 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を  
運航日誌に記録するものとする。

## ◆標準運航時刻（運航基準第5条）

靱 町 靱 ⇒ 仙 酔 島

| 時   | 分       |     |     | 時   | 分   |     |     |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7   | 3 0 5 0 |     |     | 1 5 | 1 0 | 3 0 | 5 0 |
| 8   | 1 0     | 3 0 | 5 0 | 1 6 | 1 0 | 3 0 | 5 0 |
| 9   | 1 0     | 3 0 | 5 0 | 1 7 | 1 0 | 3 0 | 5 0 |
| 1 0 | 1 0     | 3 0 | 5 0 | 1 8 | 1 0 | 3 0 | 5 0 |
| 1 1 | 1 0     | 3 0 | 5 0 | 1 9 | 3 0 |     |     |
| 1 2 | 3 0 5 0 |     |     | 2 0 | 0 0 |     |     |
| 1 3 | 1 0     | 3 0 | 5 0 |     |     |     |     |
| 1 4 | 1 0     | 3 0 | 5 0 |     |     |     |     |

※仙酔島桟橋は着発（航行所要時間は約5分）です。

※必要に応じて臨時便を運航することがあります。

## ◆速力基準表（運航基準第7条）

平成いろは丸

| 速 力 区 分 | 速 力    | 毎分機関回転数  |
|---------|--------|----------|
| 最 大 速 力 | 9.7ノット | 1,800rpm |
| 航 海 速 力 | 8.2ノット | 1,500rpm |
| 最 微 速   | 3.3ノット | 600rpm   |

第二べんてん

| 速 力 区 分 | 速 力     | 毎分機関回転数  |
|---------|---------|----------|
| 最 大 速 力 | 10.0ノット | 1,800rpm |
| 航 海 速 力 | 9.7ノット  | 1,400rpm |

## ◆運航基準図等、基準経路（運航基準第5条、第6条）

別紙のとおり

|                     |     |          |
|---------------------|-----|----------|
| 起 点                 | 終 点 | 鞆町鞆……仙酔島 |
| 針 路                 | 変針点 | 図中に示す    |
| 標準運航時刻              |     | 全区間約5分   |
| 船長指揮狭水道区間及び船舶の幅そう区間 |     | 全 区 間    |
| 航行経路附近の障害物          |     | 図中参照     |

